平成２５年（フ）第２３６号
福岡県古賀市天神７丁目２番１号
債務者　山口　善弘
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３８号
福岡市城南区南片江１丁目26番１号
債務者　松永由美子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４２号
福岡市南区五十川２丁目28番６―202号
債務者　福永　英介
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４５号
福岡市東区西戸崎４丁目19番29―402号
債務者　北島　麻未（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５０号
福岡市東区和白４丁目27番８号
債務者　妹川　能祐
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５１号
福岡市南区花畑１丁目４番６―402号
債務者　小関　　唯
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６７号
福岡市中央区笹丘１丁目４番15号
債務者　パン　恵子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７５号
福岡市早良区干隈３丁目14番８―203号
債務者　讃井ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９１号
福岡市西区拾六町団地４番１―403号
債務者　光安　末子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１０号
福岡市中央区港２丁目７番21―207号
債務者　吉田　忠雄
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１９号
福岡市西区内浜２丁目17番７―205号
債務者　有田　成人
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目24番１号　グリーンヴィレッジ柿元305号
債務者　久保真奈美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４３号
仙台市太白区中田７丁目６番１―218号
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
仙台市太白区富沢３丁目12番25号
債務者　大友　　匠
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
仙台市太白区秋保町湯元字除４番地の10　グリーンハイツ101、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘５丁目11番地の２
債務者　竹下　宏樹
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
長野県須坂市大字須坂877番地１
債務者　小林　　綾
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
長野市稲田１丁目40番４―206号　パークシティ稲田
債務者　樋口　栄子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係